

第9節 資料編

第1 感熱開放継手設置基準

1 適用範囲

感熱開放継手は、湿式スプリンクラー設備、閉鎖型噴霧消火システム及び速動型SPシステムの消火設備の構成機器として令32条の規定を適用し、閉鎖型スプリンクラーヘッド（NSヘッドを含む。）又は噴霧ヘッドの火災感知部として、天井面（天井がない場合は、上階のスラブ面とする。以下同じ。）の下部に散水障害物がある場合に設置できるものであること。

2 設置上の技術上の基準等

特定機器評価品又は性能鑑定品を設置すること。

なお、感熱開放継手の設置上の技術基準及び機器の仕様等は、特定機器評価又は性能鑑定の評価結果に基づく設置基準によるほか、次により設置すること。

(1) 有効防護範囲

有効防護範囲は、感知部としての感熱開放継手の感知範囲（半径3.25m以下）と感熱開放継手用ヘッドの散水範囲（以下「散水範囲」という。）が重複する範囲とすること。（別図参照）

(2) 感熱開放継手用ヘッドの種類

ア 湿式スプリンクラー設備及び速動型SPシステムに用いる場合

湿式スプリンクラー設備及び速動型SPシステムに用いる場合の感熱開放継手用ヘッドにあつては、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）」に定める標準型ヘッドから感熱部、封水部等を除外したもので、標準型ヘッドと同じ放水性能（流量、分布など）を有する開放型ヘッドを使用すること。

イ 閉鎖型噴霧消火システムを用いる場合

閉鎖型噴霧消火システムを用いる場合の感熱開放継手用ヘッドにあつては、噴霧ヘッドから感熱部、封水部等を除外したもので、噴霧ヘッドと同じ放水性能（流量、分布など）を有する開放型ヘッドを使用すること。

この場合、当該ヘッドの散水範囲は、MHA603型（鑑特第117号）又はMHA604型（鑑特第122号）のものは半径2.8m以下、MHA602型（鑑特第118号）のものは6.4m以下×3.2m以下とすること。

(3) 感熱開放継手の設置高さ

感熱開放継手を設置する部分の床面積から天井までの高さは、次によること。

ア 湿式スプリンクラー設備に設ける場合は、6m又は10m以下とすること。

イ 閉鎖型噴霧消火システムに設ける場合は、8m以下とするところ。

第2章第9節 第1 感熱開放継手設置基準

ウ 速動型SPシステムに設ける場合は、NS-ND型仕様のものは10m以下、NS-HD型仕様のものは8m以下とすること。

(4) その他

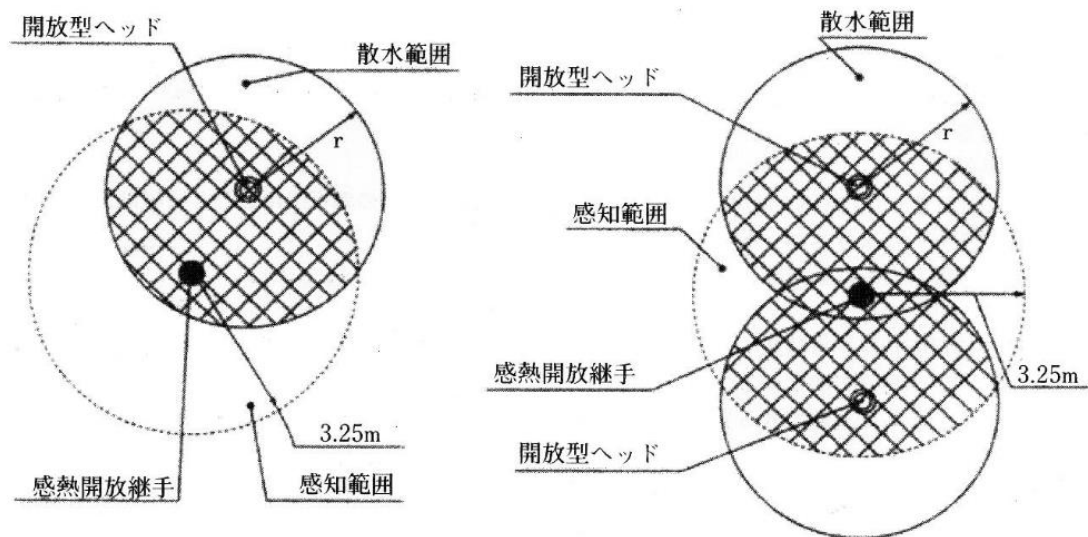
ア 一の感熱開放継手に対しての感熱開放継手用ヘッドの接続は、2個以内に限ること。

イ 感熱開放継手を用いる部分と同一区域内にある閉鎖型スプリンクラーヘッドにあっては、感度種別が1種のものに限ること。

ウ 感熱開放継手は、特定機器評価又は性能鑑定で定めるところにより、その取り付け場所の正常時における最高周囲温度に応じた標示温度を有するものを設けること。

エ 感熱開放継手の等価管長は10.0mとすること。

別図



※有効防護範囲は、感知範囲と散水範囲が重複した部分